

# SDGs指標の改善を通じた 環境サステナビリティの促進

Project to Promote Environmental Sustainability through Improvements of SDGs Indicators

プロジェクトリーダー 大久保規子(法学研究科教授)

学内のコメンター

松本和彦(高等司法研究科教授) 松本充郎(国際公共政策研究科准教授) 原圭史郎(工学研究科附属オープンイノベーション教育研究センター准教授)  
上須道徳(COデザインセンター特任准教授)

## 1. プロジェクト概要

「誰一人取り残さない」。このSDGsの基本理念を実現するために、「声なき声を反映させる」社会づくりに貢献することが本プロジェクトの目的です。ガバナンスに関するSDGs目標16は、情報アクセス、参加型の意思決定、司法アクセスの保障等をターゲットとして掲げています。この目標の重要性は誰もが認めるところであるとしても、日本・世界の現状を評価する国連の指標は未成熟です。「情報公開法を制定した国の数」、「意思決定が包括的であると考えられる人の割合」、「未決拘留者の割合」といった現在の指標は、データの入手可能性等を考慮したのですが、各国の取り組みを促進するツールとしては、有効性に疑問があります。

そこで、本プロジェクトでは、実質的にガバナンスの改善につながるような指標の開発を目指しています。環境分野では、目標16に対応する考え方は、すでに1992年の「環境と開発に関するリオ宣言」に「参加原則」(第10原則)として盛り込まれ、1997年には、環境分野の市民参加条約(オーフス条約)が採択され、2018年には、ラテンアメリカ・カリブ諸国において、いわゆるラテン版オーフス条約も採択されています。本研究は、このような国際動向を分析し、日本に適した第10原則の実現をめざすグリーンアクセスプロジェクト(<http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/>)のメンバーを中心に構成されています。グリーンアクセスプロジェクトは、これまで第1フェーズが総合科学技術会議の最先端・次世代研究開発支援



グリーンアクセスプロジェクトのロゴ

プログラムに、第2フェーズが科学研究費基盤Sにそれぞれ採択され、世界初の環境民主主義指標プロジェクトに参加したり、市民参加・協働条例データベース(<http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/law/jorei/list>)を構築・公開したりする活動を行ってきました。

本研究は、グリーンアクセスプロジェクトの第3フェーズともいえるべきものであり、将来世代や自然の権利の可能性をも視野に入れたガバナンスのあり方を検討しようとする点が新機軸となっています。

## 2. 2018年の取り組みと成果

2018年は、12月までに6回のプロジェクト研究会、二つの国際会議を開催するなどして、第一に、環境ガバナンスをめぐる国際的展開について、欧米および中南米の動向も踏まえつつ、アジアの特徴を分析しました。アジアにおいては、特に自然資源の利用をめぐる紛争の防止・解決を通じて社会的な安定を確保するため、参加型の意思決定を強化する改革が多くの国で進められています。そこで、アジアの六つの国・地域(インド、インドネシア、タイ、台湾、中国、フィリピン)の専門家を招いて、国際シンポジウム「アジアの環境



専門家会議の様子

## ガバナンスから考える持続可能な発展

アセスメント訴訟の理論と実務—司法アクセスの指標の作成に向けて—(2018年9月23日)と専門家会合「環境法の参加原則に係る評価指標—アジアの環境アセスメント制度をめぐって—」(2018年9月24日)を開催しました。また、「持続可能な未来のための安全と平等」を全体テーマとする世界社会科学フォーラム2018において、「アジアにおける環境民主主義とその指標」と題するセッションを企画しました(2018年9月25日)。

第二に、環境ガバナンス指標をめぐる地域レベルの課題について検討を行いました。多くの自治体では環境基本計画に「協働の促進」を重要な柱の一つとして掲げていますが、何を指標として進捗管理を行えば良いかが共通の悩みとなっています。そこで、自治体の環境基本計画に関する全国調査を行うとともに、豊中市の協働の取り組みに関する意見交換会「フードドライブを通じた食品ロス削減に向けた取り組みについて」(2018年8月27日)に協力団体として参加しました。そして、第3回研究会「環境基本計画の指標と進捗管理」(2018年10月23日、報告①「全自治体の参加指標分析結果」谷内久美子(あおぞら財団)、報告②「豊中市の意見交換会の事例から」廣田学(豊中市市民環境会議アジェンダ21))、第5回研究会「地方自

治体と地球温暖化政策—温室ガス排出管理とスマートコミュニティ」(2018年12月7日、報告者:下田吉之(工学研究科教授))で、指標のあり方を議論しました。

第3に、考慮されるべき新たな権利に関しては、「フューチャー・デザイン」をテーマとする研究会(2018年11月20日、報告①原圭史郎(工学研究科附属オープンイノベーション教育研究センター准教授)、報告②上須道徳(COデザインセンター特任准教授))を開催しました。

## 3. プロジェクトの今後

2019年は、第一に、ガバナンスのあり方に関する理論的な課題に焦点を当てます。具体的には、環境権を憲法に定める国が70カ国を超え、自然の権利や将来世代の権利を認める国も出てきている現状を踏まえ、その社会的背景、新たな権利の体系化の可能性、これらの権利利益を考慮した民主主義のあり方等を検討します。

第二に、具体的な社会的課題に関しては、特に関西の自治体の環境担当者との連携を図り、気候変動、生物多様性の保全等、共通の課題について、主に政策評価の指標という観点から検討します。



国際シンポジウムの参加者と